3　第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備	
電力設備	仕様電力値比
試験受付	故障件数比
監視設備	監視対応件数比
全般管理	
共通	
資材（販売用のものを除く。）	
保管、荷役、輸配送	当年度取得固定資産価額比
資材共通	当年度取得固定資産価額比
研修（サービス関連のものを除く。）	
設備	関連部門の稼働人員数比
共通	稼働人員数比
医療（職員の健康管理に関するもの）	稼働人員数比
一般共通	
経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）	支出額比
総務、厚生、人事等	支出額比
管理（サービス関連部門を除く。）	
ネットワーク関連	取得固定資産価額比
一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）	支出額比

4　この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

（東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正）

第三条　東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「附則第十七項」を「附則第十五項」に改める。

（接続料規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十二項を削る。

附則第十三項中「、附則第十項第二号から第五号まで及び前項第一号から第四号まで」を「及び前項第二号から第五号まで」に、「及び附則第八項第八号、附則第十項第六号及び前項第五号」を「並びに附則第八項第八号及び前項第六号」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十四項中「第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項」を「第四条の表二の項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十五項を附則第十三項とする。

附則第十六項ただし書中「本項」を「、この項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則中第十七項を第十五項とし、第十八項を第十六項とし、第十九項を第十七項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

○厚生労働省令第百一号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十五条及び第四十条、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第五十三条の規定に基づき、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十三日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「八月十一日から九月十日」を「八月十二日から九月十一日」に改める。

第五条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

第六条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　個人番号

第七条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　個人番号

第九条第二項中「には、」の下に「個人番号及び」を加える。

第十二条第一号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。